

会議録（2021年度 第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2022年1月18日（火） 午後1時30分～午後5時
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
(委員) 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
(県建設局) 建設局技監、砂防課担当課長、道路建設課担当課長、
建設企画課担当課長 他
(県都市・交通局) 都市整備課長 他
(県農林基盤局) 農地計画課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第5回委員会 会議録の確認について
 - ②第5回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
 - 【事前評価】 道路事業 5事業（一括審議）
農業農村整備事業 6事業
（たん水防除事業4事業の一括審議・1件を含む）
 - 【再評価】 道路事業 3事業
街路事業 1事業
 - ④2021年度委員会の主な意見と対応について
 - (3) 閉会

1 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

① 砂防等事業：榎林区域

砂防課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

② 道路事業：主要地方道豊田一色線

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 道路事業

- ①道路事業：一般県道給父稻沢線（森上工区）、主要地方道名古屋津島線（牛田工区）、一般国道419号（西中山バイパス）、一般国道247号（鹿島バイパス）、一般国道247号（西知多道路 大田IC（仮称））の一括審議

道路建設課から説明。

[委員] 費用対効果分析において、便益は他工区も含めた路線全体の効果を算定しているが、その一方で、費用は工区毎の事業費しか含めていないのはおかしい、本来であれば全体事業費で分析すべきではないのか。

[県] 費用対効果分析の考え方としては、事業化している区間は将来交通量推計年時において整備済みと考え、便益の算定を行っている。例えば、名古屋津島線の牛田工区については、他工区が既に事業化しているため、以前に事業化した他工区はすべて整備済みと考え、牛田工区が整備しているか、してい

ないかを基に分析を行っている。

[委員] 今後は、道路計画全体を示し、どこが整備されていて、どこが整備されていないかを明確にしてもらいたい。

[県] 承知した。

[委員] バイパスを整備したときにはバイパスのみが便益として算定されているのか。現道に関しては算定されないのか。

[県] 例えば、バイパスが整備されると、現道についても車の流れが良くなり、現道の所要時間が短縮されることによる便益が生じる。このように、バイパスと現道ともに便益を算定する。

[委員] 一時的に部分供用を行うことによって、抜け道などの予期せぬ交通の流れが起こり、通学路などに悪影響を及ぼすことはないのか。

[県] 部分供用を行うときには予期せぬ影響が出る可能性があるため、地元と調整をして、地域に迷惑をかけないように対応をしている。

[委員] 一般県道給父稲沢線については、コミュニティバスの利用促進に関する記載をしているが、他に必要性があるのではないか。踏切の迂回や駅へのアクセス性の向上などについて記載をした方が良いのではないか。

[県] 2車線で地域内の利用が多い路線であるため、地域住民の視点に立った必要性として、コミュニティバスの定時制確保を記載している。

[委員] 再評価時や事後評価時には、バスだけではなく、駅のアクセス性の向上など、地域の活性化について幅広く記載すると良い。

[県] 承知した。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(2) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業（たん水防除事業）

：合歡木地区、井ヶ谷地区、駒場地区、半六第2地区 の一括審議
農地計画課から説明。

- [委員] 事業効果のうち、一般資産にかかる災害防止効果の比率が高く、農地だけの地域ではB/Cが1.0を割ってしまいかねない今の状況は、おかしいのではないか。受益地が全て農地であっても、県が必要と判断するのであれば、事業を進めていけるような評価指標があるべきと思う。
- [県] 土地改良事業の効果は国庫補助事業という性質上、国のマニュアルに基づいて整理しているが、ご指摘のとおり貨幣価値化の難しい効果が他にもあると考えている。今後、貨幣価値化の難しい効果についても、計画に反映すべきものと考え、学識経験者の意見、地域性を踏まえながら、新しい効果項目の作成、算定方法の確立を国に要望していきたい。
- [委員] 地区内開発に伴い流出量が増えているとされているが、湛水区域内の農地が宅地化されて流出量が増え、できた宅地を守るために、増加した流出量に対応したポンプを整備するというのは矛盾を生じているように思える。
- [県] 農地が開発され住宅等に転用されることで流出量及び流出速度が増加し、湛水被害が顕著になる。1.0ha以上の開発行為の場合は、法により流出量の軽減対策を行うことが定められているが、1.0ha未満の開発については特に定めがなく、開発を止めることができない。たん水防除事業はこれら小規模な開発等による流出増に対応するもの。
- [委員] 大規模災害の発生を見据え、住むべき所と住まない所を選択し、制度的な規制を行うことは行政の仕事と考える。長期的な視野で反映してもらいたい。
- [委員] 湛水時間を24時間以内に設定する根拠は、作物が水に浸かることで生育に影響が出る目安が24時間と理解しているが、一般資産の被害額と湛水時間との関係を教えてもらいたい。
- [県] 湛水時間の24時間は、水稻において、穂ばらみ期に湛水深30cm以上が24時間続くと8割程度の被害が出ることを根拠に基準とされている。宅地等については、受益地である農地を守った結果、間接的に守られるものとして評価をしている。視点としては農地を守るためのもの。
- [委員] 計画湛水時間について、12時間の地区から24時間の地区までばらつきが

大きい。24 時間に設定すると少し機能低下すれば許容湛水時間を超過してしまう、一方、12 時間に設定したのでは過大ともとれるように思えるが、どのように整理しているのか。

[県] 原則、計画湛水時間は 24 時間以内とされているが、これは最低限度の整備水準であり、実際には旧況に復することができることとされている。また、ポンプの規格は決まっており、細かく流量を変化させてシミュレーションできないことから、井ヶ谷地区については、旧況の湛水時間を目標に排水量をトライアル計算した結果、旧況より湛水時間が短くなっている。

[委員] 旧況の湛水時間がずっと引き継がれるということか。国の方針であれば仕方ないが、不公平なように感じる。

[県] 農家に責のない湛水被害を解消することが目的であり、旧況に復するという性質の事業である。

[委員] 宅地等は短時間の湛水被害でも効果として見込めるのか。全壊・半壊等の判定をするのか。

[県] 農地以外の建物等については、浸水をもって被害としている。

[委員] 現況の排水能力に応じて、受益地内の農家は作付けする作物を選定しており、その状態を補償するということか。

[県] そういう理解でいる。

[委員] 水稲ではなく畑作を行っており、24 時間の湛水を許容できない地域はどのように取り扱うのか。

[県] 畑より水田の方が標高が低く水がたまりやすいため、地域の中で最も低い水田を基準田面とし、その地点でシミュレーション計算している。全てのほ場の水深確認するのは物理的に不可能である。

畑地しかないところで実施した地区は現在のところ出てきていない。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：木曾川用水２期地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業の効果に地盤沈下に係る効果が計上されていないことに不自然さを感じる。地盤沈下対策事業は農家に責のない地盤沈下に対する補償的な意味合いを持つ事業と理解しているが、それに対する評価指標がなければ適切に評価できないのではないか。

[県] 国のマニュアルでは、災害防止効果として地盤沈下等の発生に伴う被害の発生が防止または軽減される効果が計上できるとされているが、具体的な算出方法が提示されていないため、本地区では計上していない。

しかし、国に働きかけ過去の国営事業における効果の算定事例を入手したため、今後、類似地区における効果計上に向け検討を進めていきたい。

[委員] 道路事業等では県独自に貨幣価値化困難な効果をしっかりと評価しているが、この事業でそのような効果を評価しないのはどのような理由か。

[県] 国のマニュアルで「学識経験者の意見を踏まえ、地域の実情を考慮し新たな効果を見込む」ことができることとされており、今後、適切な効果の計上に向け検討を進めて行きたいと考えている。

[委員] 認められた効果については、貨幣価値化して効果に見込むということか。貨幣価値化困難な効果について、評価するような検討はしないのか。

[委員] B/Cには表れないが、実際に現場で発生している効果について評価する指標を県独自で設定することができれば、より上手く事業の必要性を説明できるのではないか。

また、当委員会でも過去に「石綿管を撤去することによる効果を評価すべきではないか。」と意見が出ている。本事業にも石綿管撤去が含まれているが、その評価はどのように考えているか。

[県] 頂いた意見を踏まえ国と調整してきたが、本事業では効果として計上できていない。

[委員] 愛知県独自の評価になるかも知れないが、評価手法を検討すべきである。

[委員] 国のマニュアルに従った効果算定は、国への予算要求においては重要かも

しれないが、県の事業評価調書は一般県民に対する資料だということを強く念頭に置き、どのような目的の事業を実施するからどのような効果を見込んでいるか、ロジカルに説明できる資料として作成してもらいたい。

調書の「貨幣価値化困難な効果」欄に、地盤沈下被害の軽減や石綿管を除去する効果等について「現時点では貨幣価値化できていない」ということで記載してはどうか。

[県] 追記する。

[委員] 現時点では貨幣価値化困難であっても、評価対象として明記しておくことで、事後評価等の際に改めて評価することも可能となる。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（用排水施設整備事業）：三協排水路地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 実際に被害が出たときの雨量はどれくらいか。河川整備等の事業では、「これだけの雨が合ったときにこれだけの被害が出た。」という説明がありわかりやすい資料となっているが、同じような整理はできないか。

この資料では、基準雨量で被害が出ているのか、劣化等により基準雨量より弱い雨で被害が出ているのかよく分からないため、この事業を優先すべきかよく分からない。

[県] 前提として、防災事業は想定される被害を未然に防ぐものである。写真の溢水状況は実際に起きた事象であるが、この時の実雨量のデータを揃えられるかははっきりお答えできない。基準雨量は1/10確率である278(mm/3日)で設定しており、恐らく写真の時の実雨量より多いと思われる。毎年1/10の確率で起こりうる雨に対応できる整備水準で水路断面を設計する。

[委員] 大雨が降ったときも大丈夫なように整備しておきたいが、そんな大雨でなくても被害が出ている現状があるということか。そう説明してもらえればわかりやすいので、評価調書もそのような説明にすべきではないか。

[県] 事業の緊急性をアピールするため、もっと小さい雨でも被害が頻発していることを記載すべきということで良いか。

[委員] 頻発と言うと、どの程度の頻度で被害が発生しているのか気になってくるので、ある程度具体性を持たせたい。例えば、「発生している」という表現に修正してはどうか。あまり細かい数字を記載しても新たな誤解を生むようにも思うが。

[県] 事実起きていることを表現していきたい。毎年のように発生していると聞いてはいるが裏付けるものがないため、「頻発」を「発生している」といった記載に改めたい。

[委員] 調書1頁「事業の必要性」に「洪水被害が頻発している」と記載があるが、「1年に1、2回程度発生している」と改めてはどうか。証明できないといっても、実際に発生しているのであれば問題ないのではないか。

[県] そのように修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

（1）道路事業

①道路事業：主要地方道東三河環状線（大崎・三蔵子工区）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業の必要性において、複数回、豊川市民病院について言及しているが、東三河環状線は豊川市民病院へ直結していない。豊川市民病院へ直結するような都市計画道路はないのか。

[県] 豊川市民病院の近隣は、スズキ自動車の工場跡地を利用した地域拠点を整備する計画となっており、東三河環状線から豊川市民病院に直結するような都市計画道路はない。

[委員] 「八幡町筋違橋」交差点が混雑することが懸念されるが、対策は考えているのか。

[県] 姫街道は、街路事業において事業中であり、完了後は混雑が緩和されることが期待される。ただし、東三河環状線の本事業区間の整備後に、「八幡町筋

違橋」交差点に流入する交通量の増加への対応は検討していく必要がある。

[委員] 本事業区間の整備による最大の効果は、豊川市北部地域や新城方面から三河港へ通過する交通が円滑になることが期待されるという点であり、豊川市民病院などの沿道の周辺施設については副次的な目的であるという説明にすべきである。

[県] 事業の必要性では、まず①陸・海・空一体の国際競争力の強化による三河港へのアクセス性の向上について説明しており、豊川市民病院などについては②以降に記載している。

[委員] 用地補償費の増額について、価格交渉は行わないという理解をしているが、前回評価からの増額理由はどのようなものであるか。

[県] 物件の補償費に関しては、事業着手前の概算価格に対して、事業着手後に実施した物件調査結果に基づく実績価格に変更されている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②道路事業：主要地方道豊田安城線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 計画変更の推移の「変動要因の分析」について、アジア競技大会と本事業の関係性を詳しく教えてほしい。

[県] 2026年度にアジア競技大会が開催されるが、安城市総合運動公園がソフトボール大会の候補地になっている。安城市が会場までの市道整備をすることから、そこまでのアクセス道路として主要地方道豊田安城線を0.2km延伸することになった。

[委員] 評価調書において、県民の公益につながる事業であることが時期も含めて分かるように記載してほしい。また、アジア競技大会閉会後を考えると、立派なソフトボール競技場や体育館へのアクセス性が向上したことを記載した方が良い。

[県] 事業のあらまし等において、アジア競技大会や安城市総合運動公園について、丁寧に記載する。

[委員] 事業の進捗状況及び見込みの「長期化の理由」について、事業区間の追加や2車線から4車線整備への変更を行うものの、事業期間は1年のみの延長で完了できる見込みであることから、事業が長期化しているとの記載は言い過ぎではないか。その一方で、再評価1回目においても事業期間を延長しているため、これまでの経緯を詳細に記載する必要がある。

[県] 長期化の理由について、これまでの経緯と、今回は1年延長したことを記載する。

[委員] 事業中区間の西側区間は事業に含まないのか。全体の道路ネットワークを考えれば同時に整備をするべきだと思うが、安城市の鉄道立体交差の検討が関係しているのか。

[県] 都市計画では鉄道の上を道路が越えていく計画になっているが、安城市では、まちづくりを進めるため、鉄道を高架化し、道路を平面で整備をしたいと考えている。そのため、現在は安城市が鉄道事業者と調整を進めていることから、事業に含めていない。

[委員] そうすると費用対効果分析についても、事業区間西側の鉄道立体交差区間は含めないのか。

[県] 西側の区間については、事業化に向けた検討が進められていることから、道路ネットワークに含めて算定を行っている。含めない場合でも、B/Cは1.2を確保できている。

[委員] B/Cが1.0を越えているのであれば問題がないので、西側の区間を含めず、事業化済みの道路ネットワークにより算定を行うこと。また、西側の区間を含めた事業化済みの道路ネットワークによるB/Cを参考に記載しておくが良い。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

③ 道路事業：主要地方道名古屋津島線（七宝工区）の審議
道路建設課から説明。

[委員] 事前に軟弱地盤かどうかはわからないのか。

[県] 当初は特定の位置で調査を行い、地盤の強度を確認するが、実際、詳細な地質調査を行うと、想定していた結果と違うことはある。

[委員] 地質調査はどこで行うのか。

[県] 詳細な地質調査は、橋梁の下部工など構造物の直下で行う。

[委員] 周辺エリアの調査結果は参考にはならないのか。

[県] 地中の状況によっては、地盤の強度が急に変化することもあるため、参考とならない場合もある。

[委員] 当初の事業費の精度が低いと感じる。

[県] 当初から過度に地盤改良の費用を見込むことは難しい。地質調査の結果に基づき、地盤改良の必要性が生じた場合に増額を行う。

[委員] 当初の事業費を過少に計上していなかったか、妥当性を事後評価で確認してほしい。

[県] 承知した。

[委員] 調書の「未着手又は長期化の理由」で暫定2車線から完成4車線は理由に含まれないのか。

[県] 工事着手前に暫定2車線から完成4車線にすることが決まったので、長期化した理由として記載していない。

[委員] 用地補償が2022年度に完了することになっているが、見通しはどうか。

[県] 事業中の他工区にも土地を所有している方がおり、両工区の土地を同時期に補償することで調整がつく見込みとなっている。

[委員] 費用対効果の算出において道路ネットワークはどこまでの区間が含まれているか。

[県] 現在、事業を進めている西尾張中央道までの区間を含めて費用対効果の算出を行っている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(2) 街路事業

①費用対効果の算出方法

都市整備課から説明。

特に意見なし。

②街路事業（連続立体交差事業）：都市高速鉄道 名古屋鉄道 名古屋本線等の審議

都市整備課から説明。

[委員] 便益が増えた要因は何か。また、踏切事故解消便益について、2回目の再評価時だけ特異な数値になっているのはなぜか。

[県] 便益が増えた要因は、道路交通センサスの時点更新に伴う将来交通量の増加及び平成30年の費用便益分析マニュアル改定に伴い、時間価値原単価が上昇したことである。

2回目の再評価における踏切事故解消便益は、平成21年、22年に踏切での死亡事故が2件発生していることが便益に影響している。

[委員] 3回目、4回目の再評価においては、事故が無かったということか。

[県] 事故は発生していない。

[委員] 事故の発生確率は長いスパンで見るとはではないか。

[県] 過去5年間の件数から算定している。

[委員] 便益増の要因は交通量の増加と時間価値原単価の上昇とあるが、影響した割合はどうか。

[県] 交通量増加の方が、便益増に大きく影響している。

[委員] 調書6頁の事後評価時の内容として、まちづくりの状況（住宅数、店舗数、

人口及び周辺都市施設等の整備状況) とあるが、これは定型的な項目か。

[県] 連続立体交差事業は、市街地の分断を解消するという大きな目的があり、同時にまちづくりが行われることが望ましいため、当内容を事後評価内容としている。

[委員] 連続立体交差事業の事後評価内容は、常にこの内容か。

[県] 本県では、当内容で実施している。

[委員] 住宅数や店舗数が増えればまちづくりに効果があったと判断するのか。

[県] 区画整理により、住宅や商業施設が建設され、まちの賑わいにつながると考えられるが、数字で表すことができる指標も限られてくるため、これらを評価内容としている。

[委員] これだけ分断が解消されると、地域住民に感謝されるプロジェクトだと思う一方で、住宅数や店舗数のような指標では、まちづくりの効果に直結しないため、広く住民アンケートを取ることで、合理的な評価が表れてくると思う。

[県] 住民にアンケートを取り、満足度向上を量るなどし、事後評価を行うこととしたい。

[委員] ピーク時間の踏切遮断時間が 52 分とあるが、住民のストレス解消等についても何か指標で示せないか。

[県] 貨幣価値困難な効果については、調書 5 頁にて、歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される事業として評価している。踏切除却に伴う歩行快適性や安全性の向上に対して、歩行者の支払い意思額に基づく便益を導入した事例もあるため、そのような手法が標準化されてきた際は、導入を検討する。

[委員] ぜひ、愛知県で率先してデータを取るなど、検討してもらいたい。

[委員] 調書 1 頁の変動要因の分析に、事業費増額内訳の記載があるが、金額の妥当性を量ることが困難である。例えば、2009 年度から 2021 年度の間で、建設労務費や資材費が何倍になった等の記載があると丁寧ではないか。

[県] 平成 22 年に鉄道事業者との工事協定を締結しているが、当時は近年において公共工事設計労務単価が最も下がっていた時期であり、その後、労務単価が上昇し、当時と比較すると今年度では約 1.5 倍となっている。また、構造物の大部分を占めるコンクリートの資材単価は約 1.4 倍となっている。

[委員] 一般には、労務単価が約 1.5 倍の上昇傾向にあることや、単価の下落時期があったことは想像しづらいため、何らかの記載があるとよい。

[県] 調書 1 頁の変動要因の分析欄に、設計労務単価が約 1.5 倍、資材単価の上昇が約 1.4 倍であることを追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

4 2021 年度委員会の主な意見と対応について

事務局から説明。

特に意見なし。